

参考図書

令和7年（2025年）度

龍田まちづくりセンター電話設備通話録音装置等賃貸借（長期継続契約） 設計書

履 行 場 所	熊本市北区龍田弓削1丁目1-10
履 行 期 間	契約締結日より 令和12年（2030年）11月30日 まで
熊 本 市	

【業務概要】

龍田まちづくりセンターへ電話交換機や電話機などを設置するもの。

- ・通話録音装置、電話機など、仕様書に記載されている機器の調達。

- ・上記機器の設置・接続に伴う既設IP電話設備等の設定変更、試験。

※ 更新作業は龍田まちづくりセンター（総合出張所含む）業務に支障のない時間で行うこと

(市担当者と協議による)。

[illegible]

別紙明細一(1)

[illegible]

別紙明細-(2)

[illegible]